

148	(電気設備)	作業者が、電気設備の点検をしているとき、回路を切らなかったため、遠方操作をされて電源が入り、感電する。
149	(電気設備)	作業者が、手袋をせずに、動力分電盤のスイッチを入れたところ、破線部より火花が発生し、手を火傷する。
150	(電気設備)	作業者が電気設備の月例点検中、変電設備の異常音確認のために防護用のアクリル板を外して、露出していた配線に誤って触れて感電する。
151	(設備)	作業者が、地下に設けられた空調用揚水ポンプ室内にある水圧計の機能確認に際し、事前に酸素濃度を測定しないでタラップを降りたため、酸欠になる。
152	(設備)	作業者が、空調ダクトの保守点検に際し、ダクトのバリに気づかずに手を切る。
153	(設備)	作業者が、機械式地下駐車場の消火設備を点検中、誤操作により消火設備が作動し酸欠になる。
154	(設備)	作業者が、暖房・給湯設備の保守・点検に際し、高温部に接触して火傷する。
155	(設備)	作業者が、大型ボイラー上部での保守・点検作業に際し、安全帯を使用しなかったため、足を滑らせバランスを失って墜落し、全身を打撲する。
156	(設備)	作業者が、ボイラー点検中、連続ブロー装置の流量計の計測値が低下していたため、流量を実測しようとバケツに熱湯を入れて計測していたところ、熱湯が手に掛かり火傷する。
157	(設備)	作業者が、屋上キュービクルで検針作業中に、検針表に気を取られたまま横移動したため、架台から足を踏み外して落下し、頭部を打撲する。
158	(設備)	作業者が、シャフトグリスアップ中、プーリーベルト溝に指を挟み、骨折する。
159	(設備)	作業者が機械施設の定期点検中、モーターが自動起動したために揚水ポンプのVベルトに巻き込まれ、手指を骨折する。
160	(設備)	作業者が空調用揚水ポンプ室の水圧計を点検中、井戸蓋の電極用の穴から酸欠空気が上昇し、酸欠になる。
161	(設備)	作業者が、屋上の冷却水管ストレーナーの清掃作業中、ストレーナーの蓋を外すためにハンマーを使用したところ、手元が狂い指を強打し、打撲する。
162	(設備)	作業者が、蒸気バルブの修理をするとき、十分に減圧する前に作業にかかったため、手に熱湯を浴び火傷する。
163	(設備)	作業者がボール盤の穴開け作業中、ドリルに手を巻き込まれ、手指を創傷する。
164	(設備)	作業者がボール盤の穴開け作業中、保護メガネをせずに作業を行い、切削屑で目を痛める。
165	(エレベータ)	エレベータの保守点検作業中、電源スイッチが投入されたため、下部で作業をしていた作業者が搬器にはさまれ、死亡する。
166	(エレベータ)	作業者が、エレベータ機械室にて動作確認作業中、モーター駆動軸の保護カバーが破損していたため、作業服のスズが巻き込まれて、骨折する。
167	(エレベータ)	作業者がエレベーターの点検中、運転の停止をせずに作業を行い、エレベーターとカウンターウェイトに挟まれて死亡する。